



平成 25 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮坂 学
(コード番号 4689 東証第一部・JASDAQ)
問 い 合 わ せ 先 最高財務責任者 大矢 俊樹
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

業績目標コミットメント型ストックオプション（新株予約権）の 発行に関するお知らせ

当社は本日、会社法第238条および第240条に基づき、当社および当社子会社の取締役および従業員に対し、業績目標コミットメント型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当社グループの利益成長を再加速させるにあたり、『201X年までに利益2倍』を達成すべく、当社および当社子会社の取締役および従業員の業績向上への貢献意欲や士気を高めるために発行するものであります。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

1. 業績目標コミットメント型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社および当社子会社の取締役および従業員の、当社グループの利益成長の再加速に対する意欲や士気を高めるため、有償にて本新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権は、「2. 新株予約権の発行要項（10）新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の連結業績において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであります。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の割当を受ける者および割当てる新株予約権の数

当社および当社子会社の取締役および従業員 63 名に対し 271,700 個

なお、上記対象となる者の人数は本お知らせ提出時の予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの

目的となる当社普通株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする（なお、各新株予約権の目的となる株式の総数は、271,700株が当初の上限となる。）。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額での株式の発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

271,700 個

ただし、これは割当予定数であり、上記（1）記載の割当予定者が新株予約権割当日において、当社取締役、従業員または当社子会社取締役、従業員たる地位を失っている場合、または引受けの申込みの総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときには、その割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権1個あたりの発行価額は、272円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個あたりの金額は、1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 32,400 円とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調

整の結果生じた 1 円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式の併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他 1 株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は 1 株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成 25 年 3 月 1 日

(7) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(9) 新株予約権の権利行使期間

平成 26 年 7 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日までとする。

(10) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、平成 26 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記 (a) または (b) に掲げる各金額を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期（以下、「達成期」という。）に応じて、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 営業利益が 2,500 億円を超過した場合

達成期：平成 28 年 3 月期まで	行使可能割合：20%
達成期：平成 29 年 3 月期	行使可能割合：14%
達成期：平成 30 年 3 月期	行使可能割合：8%
達成期：平成 31 年 3 月期	行使可能割合：2%

(b) 営業利益が 3,300 億円を超過した場合

達成期：平成 28 年 3 月期まで	行使可能割合：80%
達成期：平成 29 年 3 月期	行使可能割合：56%
達成期：平成 30 年 3 月期	行使可能割合：32%
達成期：平成 31 年 3 月期	行使可能割合：8%

- ② 新株予約権者は、上記 (10) ①に定める (a) または (b) の条件を充たす前に、平成 26 年 3 月期から平成 31 年 3 月期のいずれかの期の営業利益が 1,750 億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記 (10) ①に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。
- ③ 上記 (10) ①および②における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- ④ 新株予約権者は、付与時から行使時まで継続して当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職等、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始前に死亡した場合は、その権利を喪失する。新株予約権者が新株予約権の権利行使期間開始後に死亡した場合、上記 (10) ④の規定にかかわらず、相続人は、新株予約権者の死亡の日より 1 年を経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者の相続人が死亡した場合の、再度の相続は認めない。
- ⑥ 新株予約権者は、新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を行ってはならない。
- ⑦ 新株予約権者は、各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑧ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(11) 新株予約権の取得

- ① 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議が

なされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が上記(10)に定める条件により、新株予約権の全部又は一部の権利を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

(12) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

(13) 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる価額に、上記(13)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定する。
- ⑥ 新株予約権を行使することができる期間
上記(9)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(9)に定める行使期間の末日までとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議によ

る承認を要するものとする。

- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記（10）に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記（11）に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（14）新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成 25 年 4 月 30 日

（15）申込期日
平成 25 年 2 月 12 日

以 上